

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後			
		(適用除外)			
四	三	二	一	2	第七条 次の各号に掲げる簡易ボイラーで第一条及び第三条から第四条の三までの規定を適用することが困難なものについて、厚生労働省労働基準局長が当該規定に適合するものと同等以上の性能があると認めた場合には、この告示の関係規定は、適用しない。
				四	輸入した簡易ボイラー
				三	特殊な材料を用いる簡易ボイラー
				二	特殊な形状の簡易ボイラー
				一	特殊な工作による簡易ボイラー
					2 次の各号に掲げる容器で第二条、第三条及び第五条の規定を適用することが困難なものについて、厚生労働省労働基準局長が当該規定に適合するものと同等以上の性能があると認めた場合には、この告示の関係規定は、適用しない。
				四	輸入した容器
				三	特殊な材料を用いる容器
				二	特殊な形状の容器
				一	特殊な工作による容器